

令和7年第5回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年5月26日 午後2時00分から午後3時05分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田 一成	出		7	林 昇	出	
2	小川 隆	出		8	林 真由美	出	
3	小島 保	出		9	栗原 昇	出	
4	石川 猛	出		10	松永 貴夫	出	
5	小久保 隆義	出		11	新井 雅之	出	
6	浅見 勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤 文夫	出		16	鹿ノ戸 健次	出	
13	西嶋 正芳	出		17	人見 武男	出	
14	岡野 幸平	出		18	小川 邦雄	出	
15	中島 昭夫	出		19	岡野 和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	赤澤 結
次長	小俣 千秋	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第5回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 新井 雅之 委員 澤田 一成

11. 議決事項及び議事の要領

議案第20号 令和6年度最適化活動の点検・評価について

議長 議案第20号令和6年度最適化活動の点検・評価について、事務局より説明してください。

事務局 農業委員会等に関する法律 施行規則第15条により、農業委員会は、農地等の利用の最適化活動の目標及び点検・評価の結果を公表することとされております。

最適化活動の実施状況ですが、(1) 農地の集積のうち、昨年度末の農地利用集積面積は285.81haで集積目標の83.1%となり目標を下回る結果となりました。農業委員会の点検結果につきましては、「約41haの農地が区画整理事業により市街化区域に編入され、約16haの利用権の解約もあり、目標の達成には及ばなかった。」とさせていただきたいと考えております。約41haの区画整理事業については、令和10年度完成予定の工業や流通業の拠点を誘致する計画となっております。

次に、(2) 遊休農地発生防止・解消ですが、昨年度に解消した遊休農地面積は、0.47haとなり、目標に対して16.1%という結果となり、令和6年度における遊休農地面積は27.2haとなりました。

農業委員会の点検結果につきましては、「遊休農地解消のため担い手に利用集積が見込めるものについては担い手等との利用調整を図り、担い手への集積が難しいものについては所有者への働きかけを行ったが、目標を達成することができなかった。」とさせていただきたいと考えております。

次に、(3) 新規参入者への貸付について年度当初に公表していた面積は2.79haで、1経営体の新規参入がありました。所得農地面積は0.23haでした。農業委員会の点検結果につきましては、「新規参入者確保のため、県からの紹介や窓口での相談対応を行いました、なかなか新規参入に結び付かないのが現状である。」とさせていただきたいと考えております。

次に、推進委員等の点検・評価結果につきましては、令和6年度農業委員会活動実績報告により記載させていただいております。

最後に令和6年度の事務の実施状況につきましては、総会の開催回数、農地法第3条に基づく許可事務について記載しております。また、農地転用に関する事務については、合計で116件処理を行いました。産業廃棄物や土砂を農地に投棄され、県に報告している悪質な違反転用については、過去に発生したものがほとんどではありますが、令和6年度に1件、0.26haが耕作再開により解消されました。

議長 事務局の説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第20号 令和6年度最適化活動の点検・評価については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員一致と認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり決定いたします。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番の案件については、申請の取下げがあったため審議は行わないこととなりました。取下げの経緯につきましては、譲受人は市内に農地を所有しておらず、市外の所有農地について調査を行った際、全部耕作要件に反する農地があることが判明し、譲受人に確認を行ったところ、申請の取下げとなりました。

2番の案件については、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積及び譲受人の耕作面積等の経営状況については、議案書に記載のとおりです。

譲受人は市内にて約4haの農地を耕作しており、申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1番は取下げとなりましたので、

2番 三芳野地区 齋藤推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 2番案件の譲受人は認定農業者であり、自作地・借入地合わせて約4町の農地に対して十分な営農を行っております。譲渡人については、高齢化に伴い、自宅から離れた農地に行くのが困難に感じたため、今回の申請となったとのこと。

現地については農地として管理が行われており、譲受人の自宅の隣接地であることから耕作を行うのに問題ないと考え、小委員会においても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りと認め、許可と決定したいと思います。これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第21号については許可と決定します。

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、転用を行うことによって是正がされるため、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、転用を行うことによって是正がされるため、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、転用を行うことによって是正がされるため、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1 番 三芳野地区 齋藤推進委員

2～3 番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件の譲渡人は兄弟で、相続によって所有している農地であり、いずれも農業に従事した経験はなく、今後行う予定はないそうです。周辺については、すでに住宅が複数建っており、農地への影響も少ないと考えます。小委員会においても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をよろし

くお願いします。

委員 2番案件は3月に審議を行い、4月に転用許可がされた農地の隣地になります。譲渡人の一人に話を伺ったところ、身内の方が耕作をしていたが、その方が亡くなったことで耕作をする人がいなくなってしまったとのことでした。近隣農地への影響もないと考えられます。小委員会においても転用はやむを得ないとの結論になりました。

3番案件についても、複数の隣接地が昨年から転用許可がされております。譲渡人は高齢で、遠方に住んでおり、耕作は全く行っていないとのことでした。隣接地も複数、転用許可がされているため、小委員会においても問題はないとの結論となりました。みなさんのご審議をお願いいたします。

議長 説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。議案第22号は、許可相当と決定します。

議案第23号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議長 議案第23号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から賃借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、件数4件、筆数6筆、面積が合計6, 107㎡となっており、契約の始期は全て令和7年8月1日となっております。

耕作者に対する確認要件としましては、今回の案件は全て貸付け相手方が個人となるため、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」において、①農用地の全てを効率的に利用し、耕作を行うと認められること、②必要な農作業に常時従事すると認められることを、事務局で確認しております。

1番の案件については、市内に約900㎡の農地を所有しており、主に露地野菜を耕作されております。

2番の案件については、市内で約1.7haの農地で主に米や小麦を耕作されております。

3番の案件については、市外にお住まいですが、市内に約0.4haの農地を所有しており、主に米を耕作されております。

4番の案件については、市外にお住まいですが、市内で約4.5haの農地を借入れており、主に米を耕作されております。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。

令和7年5月31日で終期を迎えた利用権及び農地中間管理事業の面積及び令和7年6月1日始期の農地中間管理事業の面積、合意解約された面積を差引しま

すと、令和7年6月1日設定後の利用集積面積は3,482,328.32㎡となります。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
2番 三芳野地区 齋藤推進委員
3番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
4番 入西地区 新井委員

委員 1番の耕作者については、私自身が耕作を行っている畑の隣地で果樹と自家消費用の野菜を耕作しております。遊休農地となっていた今回の申請地の耕作が可能か打診したところ、引き受けていただけることとなりました。貸借した農地で果樹と野菜を耕作し、農協への出荷も考えているとのことでした。

委員 2番の耕作者については、神主との兼業農家であり、認定農業者となっております。現在耕作されている農地を拡大しても、問題なく耕作が可能と考えられます。

委員 3番の耕作者については、現在圃場整備事業が進む浅羽地区内において、農業振興に貢献する担い手として耕作を行っていただいている方になります。

委員 4番の耕作者については、以前から入西地区で耕作を行っております。機械も大型化しており、自前のカントリーエレベーターも持っており、耕作面積を広げることに問題はないと思われます。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第23号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見は「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第23号は「意見なし」と決定し、坂戸市長に回答いたします。

議案第24号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について

議長 議案第24号 坂戸農業振興地域整備計画の変更（案）に対する意見について審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読】

議長 本日は議案の説明のために、農業振興課職員が出席しています。内容の説明をお願いします。

農業振興課 石井地区内において、農用地区域内から除外の申出が出ております。これに伴い、坂戸農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、意見をいただきたいと思いますので、ご審議をお願いいたします。

事務局 申請内容について、土地の所在、地目、面積、事業計画者、所有者は議案書に記載のとおりとなります。転用の目的は自己用住宅の建築です。なお、農地転用の手続きについては、農用地区域からの除外の手続きが済んだ後に申請を行い、許可を得るものとなります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。よって、農地転用許可の見込みは許可相当であり、今回の意見照会に対する回答として、除外することについて「やむを得ない」と考えております。

議長 議案の説明が終わりました。ご質疑等ありませんか。

ご質疑等はないようですので、採決を行います。

議案第24号 坂戸農業振興地域整備計画の変更(案)に対する意見について、「やむを得ない」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第24号は「やむを得ない」と決定し、坂戸市長に回答いたします。

報告第5号 専決処分の報告について

議長 報告第5号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第5号ですが、令和7年4月の専決処分は、農地法第3条の3の届出3件、農地法第5条の農地転用届出6件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議長 ご質疑等はございますか。
(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第5回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年5月26日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員